

Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所



笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室
TEL: 03-6213-0511 FAX: 03-6213-0512 MAIL: office@sasanami-law.com
URL: <https://www.sasanami-law.com>

2024

Winter

No.15



情報管理規程のチェックポイント

弁護士 村部 祥大

1 はじめに

情報化社会が進むにつれ、企業が有する「情報」の価値はますます高くなっている一方で、企業の情報流出事例も多々発生しており、企業の皆様における情報管理の重要性が日々増しております。

会社における「情報管理」の大きな指針は、各社の情報管理規程です。そのため、改めてこの管理規程が現在の会社の環境に応じた内容になっているのかを会社が保有している情報の確認を含めて実施していただくことが重要です。

2 情報管理の出発点

(1) 情報管理のチェックポイント

上記のとおり、情報管理の実施にあたっては、会社が保有している情報の確認、すなわち、まずは会社が有する情報の保有・保管状況の確認、具体的には、各部署（支店）が保有している情報の内容（「データ」か「紙」かも含めて）、各情報の保管状況をご確認いただくことが重要です。

この情報の確認に際しては、例えば、定期的に部署ごとに保有しているデータの種類、情報をリストアップしてもらい、当該リストを情報管理部門に集約してもらう方法が考えられます。この方法は、第三者の目による確認ができるとともに、定期的に全従業員に情報管理の意識付けを行うことにもつながります。

情報をご確認いただく際には、各情報の保管状況を踏まえて、想定される漏洩経路（大きくは①外部からの攻撃による流出、②内部からの流出（故意・過失による流出）が想定されます）を検討し、これに応じた対策が必要になります。

(2) 規程の策定にあたっての視点

次に現状を把握した上で具体的な情報管理規程を策定（あるいは改訂）いただく場合には、規程が「情報の活用」と「情報の保護」の両立がなされているのかという観点からご検討いただければと存じます。情報はそれ自体企業の資産であり、これを運用することが重要だからです。「情報を守る」ことだけに特化した規程は、情報の利活用が著しく阻害されてしまい、結局規程を無視した運用が発生してしまいます。

そこで、具体的な規程改訂案の検討に際しては、会社における情報の保管及び利活用の実態をご確認いただくことが重要であり、できる限り複数の部署・支店等の状況を実際にご確認いただければと存じます。

また、情報管理規程は、一度制定したら終わりではなく、社会の変化や会社が取扱う情報の変化に応じて柔軟に改訂

していく必要があります。そこで、例えば、会社としての情報管理の基本的事項についての規程は、取締役会規程等とし、実務的な運用規程は、下位規程として、より柔軟な変更を可能にしておく方法も考えられます。

3 規程の具体的な内容

規程の作成にあたり、具体的にどのような内容を規定すればいいのか具体的なイメージがつきにくいかもしれません。情報管理規程のサンプルは、独立行政法人情報処理推進機構が「情報セキュリティ関連規程」というものを公表しております（中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン／情報セキュリティ／IPA 独立行政法人 情報処理推進機構）。

その中では、規定すべき項目として、以下の項目を挙げています。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 組織的対策（情報セキュリティ体制の構築） |
| 2 | 人的対策（従業員の責務や雇用終了時の対応） |
| 3 | 情報資産管理
（情報の分類や表示、情報資産の利用のルール） |
| 4 | アクセス制御及び認証
（秘密情報へアクセスすることについてのルール） |
| 5 | 物理的対策
（情報が管理される場所へのアクセス権者等のルール） |
| 6 | IT機器利用
（業務で利用するPC等機器に関するルール） |
| 7 | IT基盤運用管理
（サーバー等IT基盤の運用管理に関するルール） |
| 8 | システム開発及び保守
（会社のシステム保守に関するルール） |
| 9 | 委託管理
（会社の情報資産について委託する場合のルール） |

以上のような項目（視点）をご参考にしていただきながら、会社の実際の利用・運用状況を踏まえつつ、規程を作成（改訂）いただければと存じます。情報管理規程は、各社が取扱う情報の内容、実態により大きく変わります。具体的な条項、内容については是非、個別にご相談いただければと存じます。



コンプライアンスの秘訣

弁護士 笹浪 恒弘

これまでこのコラム執筆は免れてきましたが、遂に編集者からのご指名があり、何を主題とするか悩みましたが、昨今巷で問題となることの多い「コンプライアンス (compliance)」について、考えるところを述べてみたいと思います。

コンプライアンス (compliance) の重要性については、皆様、既に各種セミナーや社内教育などでご承知のことと思います。その根拠は何かと問われた場合、どのように説明できるでしょうか。

コンプライアンスは「法令遵守」と訳され、これが議論された当初は、その体制構築・整備のために企業として取り組むべき点が余りにも多岐に渡るため、コストがかかるだけで実益はあるのかという疑問が呈されることもありました。

しかし、いわゆる企業不祥事、ハラスメント事案の発覚、それに関する報道が相次ぎ、企業の上場基準においてもコンプライアンス体制整備状況、その運用状況などのチェックが強化され、さらに、違反事案等に対するステイクホルダーや監督官庁、マスコミなどから厳しい目がそそがれ、ついには、企業の存続が危うくなったり、破綻したりした例もあり、コンプライアンス体制を充実させることが企業価値を高める為に必要だと認識されるに至りました。

ところで、コンプライアンスの体制構築の必要性や目的、有用性は理解しましたが、企業倫理や社会規範を含む法令の遵守は、そもそもなぜ重要なのでしょうか。当初私が考えたのは、「法治国家」である以上、法令遵守は当然だということに止まりました。しかし「法治」概念の理解として

は表面的であり、もっと本質的な部分に及ばなければ、法律家の答えとしては不十分であることに気づきました。

法学概論や憲法・行政法の教科書によると、日本国のような国民主権の憲法を持つ「国」の場合、「法治」概念だけで片付けられません。けだし、「法治」とは、元々、立憲君主制における君主の権力行使の恣意を客観的規範により抑制しつつ、君主の権力行使を正当化する統治原理であり、法の内容に係る民主的正統性は問わないものでした。

「日本国」は、日本国憲法により成立した「国民主権国家」であり、「国家」は、社会に生起する公共的諸問題を解決するために存在する人為的に作られた機構にすぎません。その思想を基底とする「法の支配」の原理のもとでの「法」は、為政者による統治手段ではなく、国民の意思に基づき、適正な手続きで制定された正当な内容のものでなければならないとされます。

従って、社会の構成員である個人（企業を含めた法人格を認められた団体も含む。）が、主権者として自らの意思で制定した社会秩序を維持するための規範を遵守すべきは「法の支配」下の国民の当然の義務ということになると考えた次第です。

子供のころ外出時には、親から「お天道様が見てるんだからね」と言われて送り出されたり、帰宅したら「嘘を言ったら（閻魔様に）舌を抜かれるよ」と前置きして「何をしてきたの?」と聞かれたことはありませんか?

コンプライアンスは、誰もが「お天道様にいつも見られている」という自覚のもとに行動するようにすれば、自ずから達成できるのではないのでしょうか。

